

社会福祉法人庄内厚生館

虐待防止のための指針

1. 当法人及び事業所における虐待防止に関する基本的な考え方

当法人及び事業所は、利用児・者の人権を尊重し、虐待の発生の防止に努めるとともに、早期発見、早期対応、再発防止について、すべての職員がこれらを認識し、虐待の定義に該当する不適切な行為を一切行わないこととする。

【虐待の定義】

(1) 身体的虐待

利用児・者の身体に外傷を生じ、若しくは生じる恐れのある行為を加え、また正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。

(2) 性的虐待

利用者児・者にわいせつな行為をすること。または利用者をしてわいせつな行為をさせること。

(3) 心理的虐待

利用児・者に対する著しい暴言、著しい拒絶的な対応または不当な差別的言動、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) 放棄・放置（ネグレクト）

利用児・者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による(1)から(3)までの同様の行為の放置、その他の利用児・者に擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

(5) 経済的虐待

利用児・者の財産を不当に処分すること、利用児・者又は入居者から不当に財産上の利益を得ること。

2. 虐待防止に関する委員会その他施設内の組織に関する事項

(1) 虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、身体拘束対策検討に関する協議と併せて「虐待防止及び身体拘束対策検討委員会」を設置するとともに、虐待防止に関する責任者等を定めるなど必要な措置を講じる。

(2) 虐待防止及び身体拘束対策検討委員会の詳細は、虐待防止及び身体拘束対策検討委員会規程に定める。

3. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

(1) 職員に対する虐待防止のための研修内容として、虐待等の防止に関する基礎的内容等の知識を普及・啓発するものであるとともに、この指針に基づき虐待防止の徹底を図る内容とする。

(2) この指針の基づく研修は、年間1回以上の研修に加え、新規職員採用時には必ず行い、研修の実施内容については記録に残すものとする。

4. 虐待が発生した場合の報告方法等の方策に関する基本指針

(1) 虐待又は虐待が疑われる事案を発見した職員は、速やかに管理者・園長及び市町村等に報告を行う。

- (2) 当該利用者児・者及び家族等に対して、十分な説明及び再発防止策の報告を遅滞なく行う。
- (3) 事業所は、福祉サービス改善委員会と連携を図りながら、虐待防止及び身体拘束対策検討委員会へ報告を行う。

5. 虐待発生時の対応に関する基本方針

- (1) 虐待又は虐待が疑われる事案を発見した場合は、利用者の安全・安心の確保を最優先に努める。
- (2) 虐待の通報を行った職員に対して、解雇その他不利益な取り扱いをしてはならない。
- (3) 虐待について、市町村等の調査が行われる場合は、管理者・園長が適切に対応する。
- (4) 管理者・園長は、虐待の実態、経緯、背景等を調査し、再発防止策を事業所として検討する。
- (5) 事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、就業規則に基づき適切な処分を行う。

6. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

虐待防止のための指針は、求めに応じていつでも利用児・者及び家族等が自由に閲覧できるように、当法人のホームページに公表する。

7. その他虐待防止の適正化の推進のための必要な基本方針

- (1) 3に定める研修のほか、関係機関等により提供される虐待防止に関する研修会等には積極的に参加し、利用児・者の権利擁護とサービスの質の向上を図るよう研鑽に努める。
- (2) この指針に定めない事項は、当法人の各部門及び各事業所の「虐待防止マニュアル」の定めるところによる。

附則

この指針は、令和4年4月1日から施行する。